

福井鉄道福武線活性化連携協議会規約

(目的)

第1条 福井鉄道福武線活性化連携協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を福井県福井市大手3丁目10番1号福井市役所庁舎内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

(役員の定数及び選任)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 2人
 - (3) 監事 2人
- 2 会長は、福井市長をもって充てる。
 - 3 副会長は、鯖江市長及び越前市長をもって充てる。
 - 4 監事は、委員の中からこれを選任する。
 - 5 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて、会長が招集する。

2 会議に座長を置き、会議の議長となる。

3 座長は、会長が委員の中からこれを指名する。

4 座長が会議に出席できないときは、あらかじめ座長から指名された者が議長に当たる。

5 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

6 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

7 会議の議決は、出席委員の3分の2以上で決する。

8 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

9 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

10 前9項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(部会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、福井市都市政策部地域交通課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 1 2 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財産の取得及び移管)

第 1 3 条 協議会は、幹線鉄道等活性化事業費補助を受けて実施する事業（以下「補助事業」という。）により取得した財産について、あらかじめ補助事業の開始前に、当該財産の管理を行う者及び補助事業に要する費用の負担を行う者と協議して、当該財産の移管について定めるものとする。

(財務に関する事項)

第 1 4 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 1 5 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 1 6 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 2 0 年 5 月 3 0 日から施行する。
- 2 協議会設立時の委員の任期は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 2 2 年 3 月 3 1 日までとする。
- 3 この規約の一部改正は、平成 2 1 年 9 月 1 日から施行する。
- 4 この規約の一部改正は、平成 2 4 年 5 月 1 4 日から施行する。
- 5 この規約の一部改正は、平成 2 7 年 6 月 3 0 日から施行する。
- 6 この規約の一部改正は、平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日から施行する。
- 7 この規約の一部改正は、令和元年 6 月 1 日から施行する。
- 8 この規約の一部改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この規約の一部改正は、令和 5 年 5 月 2 2 日から施行する。
- 1 0 この規約の一部改正は、令和 6 年 6 月 1 9 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

条 項	委 員
法第 6 条第 2 項第 1 号	福井市 鯖江市 越前市
法第 6 条第 2 項第 2 号	福井鉄道株式会社 福井県土木部
法第 6 条第 2 項第 3 号	福井県警察本部交通部 福井市福井鉄道福武線サポート団体協議会 福井鉄道福武線利用促進鯖江市民会議 越前市・福武線を応援する連絡協議会 学識経験者 福井県未来創造部

(オブザーバー)

国土交通省中部運輸局鉄道部

池田町

南越前町

越前町

公益社団法人福井県バス協会